

自動車乗入口設置工事

申請書作成の手引き

(道路法第24条に基づく工事施工承認申請)

東 海 市

平成29年4月

目 次

	ページ
1 基本的な事項	1
2 手続きの流れ	2
3 自動車乗入口設置基準等	3
4 提出書類について	8
5 その他注意事項	10
6 乗入口の形状図	11

1 基本的な事項

乗入口設置工事は、乗入口を必要とする申請者の方が工事費用等を負担する「承認工事」（道路法第24条）により、申請承認後、工事していただき、完了手続後、市が管理を引き継ぎます。なお、承認申請に関する市への手数料は不要です。

自動車乗入口を設けるには、歩行者の安全の確保及び車両の出入りによる歩道の損傷防止のため、様々な制約があります。そのため、歩行者、自転車、その他一般の通行に優先して乗入口を設置できるわけではありません。また、道路の構造は、交通事情の変化に伴い変更される場合があります。このような道路構造の変更による「使い勝手の制約」が将来にわたることをご承知おきください。

なお、愛知県管理の道路の場合は、知多建設事務所への申請が必要です。

<備考>

下記により事故等が発生した場合や、市の基準を満たしていない構造を市の承認なしに設置した場合は、**設置者自身が責任を問われることがあります。**

- 1 歩道や植栽帯等の道路敷地内にのぼり旗や立看板等を設置し、乗入れの位置をわかりやすいようにすることは、交通の支障となるため、承認できません。
- 2 L型側溝の段差を解消するための鉄板や段差解消ブロック等は、歩行者や自転車等の転倒事故、雨水の排水機能を阻害するため、承認できません。
- 3 落ち蓋式でない構造の側溝蓋は、車両の通行により側溝蓋が外れることがあるため、承認できません。

<参考>

- 1 乗入口の基本的な事項は、愛知県の基準に準じています。

<http://www.pref.aichi.jp/0000060024.html>

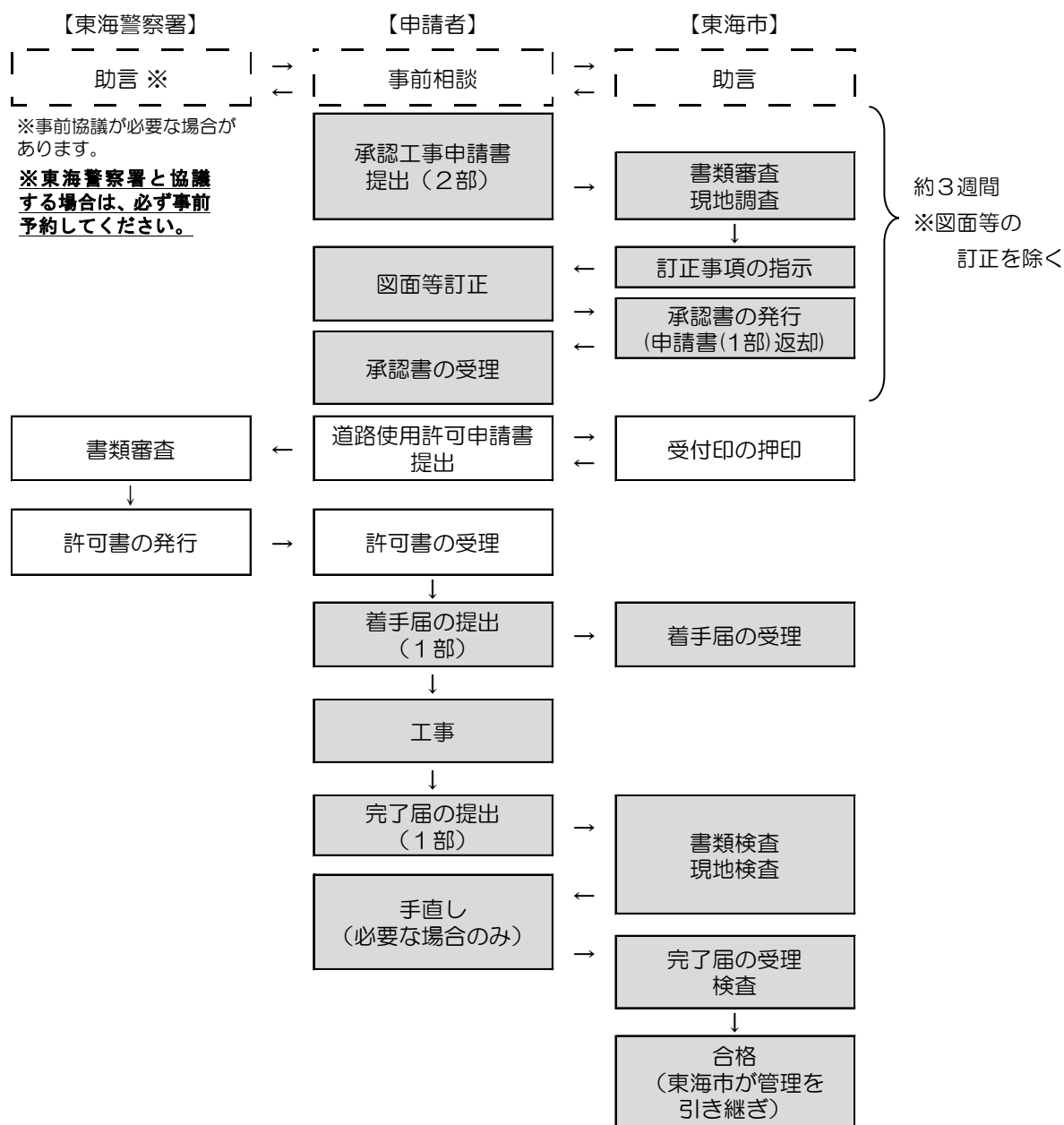
- 2 申請書等は、東海市役所のホームページに掲載されています。

<http://www.city.tokai.aichi.jp/6168.htm>

2 手続きの流れ

申請書の受理から承認までは、**図面の訂正期間を除いて約3週間の事務処理期間が必要**であり、審査に時間を要しますので余裕を持って申請してください。

また、本手引きの基本的事項以外の個別・具体の事前相談については、内容によっては窓口で即日の回答を致しかねます。**計画平面図等の相談資料を準備していただきましたら、相談者と回答者の認識の相違を防止する観点から、市で意見を整理し、後日、書面等で回答させていただきます。**



<備考>

道路で工事を行うには、道路管理者の承認を受けてから、別途、東海警察署の許可（道路交通法第77条：道路使用許可申請書）が必要になります。また、道路使用許可申請書には、承認書（写）が必要になります。

3 自動車乗入口設置基準

歩道に自動車の乗入口は、歩行者の安全確保を最優先に判断します。具体的な構造に関しては「愛知県道路構造の手引き」に準じます。

(1) 乗入口の設置を禁止する箇所

道路交通法第44条各号に規定されている箇所及びその他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与える恐れのある箇所（横断歩道の歩行者等の通行部分から5メートル以内の部分等）における自動車乗入口の設置は、原則、禁止します。ただし、その設置が以下の2つの条件を満たす場合は、例外とします。

ア 当該自動車乗入口の設置が、真にやむを得ない場合。

イ アの場合で、当該自動車乗入口の設置する道路の所轄警察署長との間で、その設置について協議が整った場合。

なお、上記の2つの条件を満たす場合は、東海警察署との協議内容（日時・相手氏名・結果等）について、申請書類に添付してください。

<参考>

道路交通法第44条（各用語については道路交通法第2条の定義による。）

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾こう配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

※ 道路交通法第44条の具体例については、愛知県警のホームページで確認できます。

<https://www.pref.aichi.jp/police/shinsei/koutsu/jogai-shiyou/chusha/chushakinshi.html>

(2) 乗入口の設置箇所数

乗入口の設置可能箇所数は、**1施設1箇所とします。**

ただし、ガソリンスタンド等の店舗で自動車の乗り入れが多い箇所、またはその他、土地利用の状況等により、やむを得ないと道路管理者が判断する場合は、この限りではありません。

(3) 乗入口の設置幅等

ア 乗入口の設置幅及び輪荷重影響幅は、原則として下表によるものとします。

なお、**設置幅の数値はあくまで最大設置幅であるため、B型及びC型については、車両走行軌跡図を根拠として算出した必要最低限の幅としてください。**

自動車の種類		歩道の形式	フラット式 セミフラット式	マウントアップ式
乗入口 設置幅	A型 (乗用車・小型貨物自動車)		3.0m	4.0m
	B型 (普通貨物自動車用6.5t積以下)		6.0m	7.0m
	C型 (大型・中型貨物自動車用6.5t積をこえるもの)		必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (12.0m以下)
輪荷重 影響幅	A型 (乗用車・小型貨物自動車)		1.5m	1.0m
	B型 (普通貨物自動車用6.5t積以下)		2.0m	1.5m
	C型 (大型・中型貨物自動車用6.5t積をこえるもの)		2.6m	2.0m

<参考>

乗入口の設置幅や乗入形状は、歩道の形式によって変わります。歩道の形式は、以下の3つの形式があります。

・フラット式

車道と歩道が同じ高さで、歩車道の境界に境界ブロック（縁石）が設置されている形式。

・セミフラット式

フラット式とマウントアップ式の間で、歩道が車道より少し高く、歩車道の境界に境界ブロックが設置されている形状。

・マウントアップ式

歩道が車道より15cm（または20cm）高く、車道と歩道の高低差が明確に区切られている形状。

イ 店舗等の場合

真にやむを得ない場合に限り、出入りが想定される車両の大きさ及び私有地の利用形態（駐車場所）等による必要最低限の幅としますが、車両走行軌跡図を根拠として算出した必要最低限の幅と認められない場合は、承認できません。

ウ 接道している幅が狭い場合

延長敷地等で間口が狭い場合は、接道幅以上の乗入幅にすることはできません。

エ ハーモニカ型駐車場の場合

乗用車や小型貨物自動車が入り入れる場合は、原則A型となりますが、やむを得ないと判断される場合は、車両走行軌跡図を根拠として算出した必要最低限の幅（6m以内、マウントアップ式の場合は7m以内）とすることができます。

ただし、将来的にB型の車両が入り入れる可能性があるため、**舗装構成、輪荷重影響幅及びその他の設置基準は、全てB型の基準となります。**

<参考>

ハーモニカ型駐車場とは、道路に対し直角に2台以上、並列して駐車できる状態の駐車場を指します。

(4) 乗入口の形状

ア 乗入口の形状の選定

形状図については、「6 乗入口の形状図」を参照してください。

<備考>

C型の場合は、大型車両による側溝蓋の損傷が予想されるため、スリット付きの円形水路等、蓋のない側溝構造になります。

(5) 乗入口の設置角度

自動車乗入口は、車道中心線に対し直角に設置することを原則とします。

(6) 乗入口の舗装構成

乗入れ部分の舗装構成は次頁の表によるものとします。

(単位：mm)

舗装 車種	セメントコンクリート舗装		アスファルト舗装				インターロッキング舗装			
	コンクリート	路盤	密粒度	粗粒度	路盤	砂	ブロック	砂	上層路盤	下層路盤
A型	150	100	50	—	250 (350)	(50)	80	20	100	100
B型	200	200	50	50	250	—	80	20	80	100
C型	250	250	50	100	300	—	80	20	100	200

※ () は透水性舗装の場合の数値を示しています。なお、この場合、表層は密粒度ではなく、透水性舗装にしてください。(透水性舗装はA型のみ)

<備考>

- 1 路床土は良質土とします。
- 2 舗装構成は、路床のCBRがわかる場合、それによることができます。
- 3 舗装材料については、耐久性確保を目的として、**コンクリート舗装を原則としていますが、施工時に適切な転圧重機（振動ローラー1t級以上）を使用する場合に限り、アスファルト舗装に代えることができます。**
- 4 基本的な舗装構成は、「舗装設計施工指針」及び「舗装設計便覧」によるものとします。
- 5 インターロッキング舗装は、「インターロッキングブロック舗装設計施工要領 改訂版」等によるものとします。
- 6 透水性舗装は、既設歩道が透水性舗装の場合のみとします。
- 7 生コンクリートの強度は設計基準強度 $\sigma_{28}=21$ (N/mm²)以上とします。
- 8 C型のコンクリート舗装の場合は、鉄筋を配置してください。

(7) その他

ア 不要となる乗入口

乗入口の移設や土地利用形態等の変更により、**不要となる既設の乗入口は、申請者の負担で閉鎖し、歩道に復旧してください。**

イ 宅地分譲等の場合

宅地分譲等による乗入口に関しては、全体計画で審査します。

ウ 現場発生材

乗入口設置に伴い発生したガードレール等は、申請者の責任において処分してください。ただし、市が指示した場合は、この限りではありません。

エ 乗入口以外の箇所の進入防止対策

横断歩道付近や店舗等の駐車場の場合は、歩行者の安全を確保するため、車両の通り抜け防止対策として、柵や縁石ブロック等を設置していただくことがあります。

オ 道路照明灯、警戒標識

道路照明灯や警戒標識が支障となる場合は、申請者の負担で移設することになりますので、移設先を担当課（交通防犯課）と協議し、図面に明示してください。

カ 街路樹

乗入口及び乗入口付近の街路樹は、申請者の負担で移植することになりますので、移植先について、同一路線を基本として候補地を選定後、担当課（花と緑の推進課）と協議し、図面に明示してください。

(ア) 乗入口付近の移植対象範囲(道路構造の手引き『第7編 道路緑化』参照)

a 植栽帯

高木：乗入口から民有地側に向かって、左側6m以内、右側4m以内

低木：乗入口の前後1.5m以内

b 植栽柵

高木：乗入口の前後1.5m以内

(イ) 移植時における注意事項

a 植栽範囲は土壌改良し、樹木に適した時期に植栽してください。

b 植栽後活着するまでは、灌水等を行ってください。

c 枯補償は、植栽後1年です。

d 完了後、位置図と実績（樹種、面積、本数、写真）を提出してください。

キ 公安委員会の標識や電柱等

支障となる場合は、各管理者と協議していただき、移設先を図面に明示してください。

ク 足型マーク

足型マークの設置者は、地域コミュニティや保育園保護者会、小学校、子供会等と多岐にわたります。原形復旧を基本としますが、道路管理者が最終的に判断します。

4 提出書類について

(1) 申請書（様式1:市道認定路線の場合、様式2:水路等の場合）

ア 記載例を参照していただき、**2部提出**してください。

イ 必要な図面等は、次頁のチェックリストを参考にしてください。**なお、チェックリストを活用することで、円滑に書類を審査でき、承認までの期間を短縮することが可能なため、積極的な活用をお願いします。**（内容に不備がある場合は、申請書を受理できませんので注意してください。）

ウ 自動車乗入口の形状図は、乗入れする自動車の種類に対応した数値が示されているので、不要なものは二重線で消してください。

(2) 着手届（様式3）

ア 位置図を添付してください。

イ 工事着手前に提出してください。

(3) 完了届（様式3）

ア 位置図と工事写真を添付してください。

イ 工事写真は、着手前の写真（申請時）と同じ位置の全景写真の他、舗装や側溝など主な工種の断面寸法、作業状況、乗入れ幅の計測写真を添付してください。なお、**乗入部をアスファルト舗装する場合は、施工時の写真（転圧重機（振動ローラー1t級以上））を必ず添付してください。**

ウ 申請図面と現場の内容が異なる場合は、手直しが必要になります。

エ 完了検査は写真及び現場で実施します。

オ 完了検査で特に支障のない場合は、市が施設の管理を引き継ぎます。**なお、完了届の提出をした時点では、管理引継したことにはなりません。**

(4) 変更申請書（様式4:市道認定路線の場合、様式5:水路等の場合）

工事内容や工期等が変更する場合は、変更申請が必要になります。

提出書類チェックリスト（自動車乗入口の工事）

図面等	チェック	主な確認内容
1 申請書	<input type="checkbox"/>	申請者は土地の管理者です
	<input type="checkbox"/>	連絡先の担当者は書類の内容を確認できる人です
	<input type="checkbox"/>	申請日や道路名、工期、内容等の記入漏れはありません
2 位置図	<input type="checkbox"/>	縮尺1/2,500程度で作成しています
3 土地整理図（公図）	<input type="checkbox"/>	乗入設置位置は明示しています
4 平面図	<input type="checkbox"/>	方位は明示しています
	<input type="checkbox"/>	施工範囲（舗装復旧範囲含む）は明示しています
	<input type="checkbox"/>	縮尺は1/100～1/500程度で作成しています
	<input type="checkbox"/>	隣接地との目印（境界杭など）は明示しています
	<input type="checkbox"/>	建物や駐車場の位置等の配置計画は明示しています
	<input type="checkbox"/>	乗入口前後（概ね10m）の区間は明示しています
	<input type="checkbox"/>	車道の幅や歩道の幅等の各種寸法は明示しています
	<input type="checkbox"/>	道路及び民地内の標高は明示しています
	<input type="checkbox"/>	排水計画が明示された資料は添付しています
	<input type="checkbox"/>	敷地内の排水勾配や方向が明示しています
	<input type="checkbox"/>	集水桝、街きょ、マンホール、道路照明灯、防護柵、点字ブロック、電柱等の道路構造物は明示しています
	<input type="checkbox"/>	電柱、道路標識等の移設先は明示しています
	<input type="checkbox"/>	街路樹の移植対象（樹種、本数）と範囲は明示しています
	<input type="checkbox"/>	撤去及び設置する構造物の位置や寸法は明示しています
	<input type="checkbox"/>	舗装構成が異なる場合、範囲を区分して明示しています
	<input type="checkbox"/>	現況図は添付しています
	<input type="checkbox"/>	保安図は添付しています
5 道路横断図	<input type="checkbox"/>	横断図は乗入口形状図と整合しています
	<input type="checkbox"/>	道路や植栽帯幅、縁石高等の寸法は明示しています
	<input type="checkbox"/>	官民境界や横断勾配は明示しています
6 構造図	<input type="checkbox"/>	乗入口形状図は必要な図のみを明示しており、不要な部分については二重線で削除しています
	<input type="checkbox"/>	舗装構成図は添付しています
	<input type="checkbox"/>	側溝、歩車道境界（タイプ別）・地先境界・植栽ブロック、防護柵等の構造図は添付しています
	<input type="checkbox"/>	使用する部材は構造図内で着色されています
	<input type="checkbox"/>	（特殊な部材の場合）カタログは添付しています
7 仕様書	<input type="checkbox"/>	指定様式を使用しており、押印の漏れがありません。
8 現況写真	<input type="checkbox"/>	写真撮影位置図は添付しています
	<input type="checkbox"/>	施工範囲は切れることなく写真上に明示しています
	<input type="checkbox"/>	平面図の施工範囲とは整合しています
	<input type="checkbox"/>	全景写真は添付しています

下記は必要に応じて添付してください。（必要書類を別途お願いする場合があります）

道路縦断図 ※道路縦断を変更する場合	<input type="checkbox"/>	平面図と整合しています
車両軌跡図 ※標準の乗り入れ幅では土地 利用できない場合	<input type="checkbox"/>	乗入車両の仕様（寸法等）は明示しています 右左折とも車道の交通に支障ありません
承諾書・協議書 ※隣接地へ影響がある場合	<input type="checkbox"/>	関係者は内容を十分に理解しています 協議した内容と日時は明示しています
工程表 ※工期が30日以上の場合	<input type="checkbox"/>	承認工事の期間が明示されています

5 その他注意事項

- (1) 乗り入れは、土地利用形態や安全等、総合的に判断して審査しますが、必要最低限と認められない場合は、承認できないことがあります。
- (2) 舗装復旧範囲及び時期は、占用（水道、汚水、雨水、ガス等）工事と調整してください。同時施工を行うことで舗装の継ぎ目や不陸が少なくなり、手直しが最小限になります。また、掘削規制期間内は、舗装復旧における制約があります。
- (3) 既存で設置してある縁石や防護柵等は、損傷がなければ再利用できます。
- (4) **次の場合は瑕疵担保責任として、申請者の方に手直しをしていただく義務が生じますのでご注意ください。**

※『道路占用工事の実施に関する基準』（愛知県土木部編集）第19条を準用

ア 施工不良等によるもの（2年以内）

イ 舗装や側溝等の構造が、乗り入れする車両の荷重に対応していない場合や、使用方法に過失があった場合（5年以内）

6 乗入口の形状図

自動車乗入口の形状は、次頁以降によるものとします。歩道形状を現地調査した後で、乗入口の形状を選定してください。

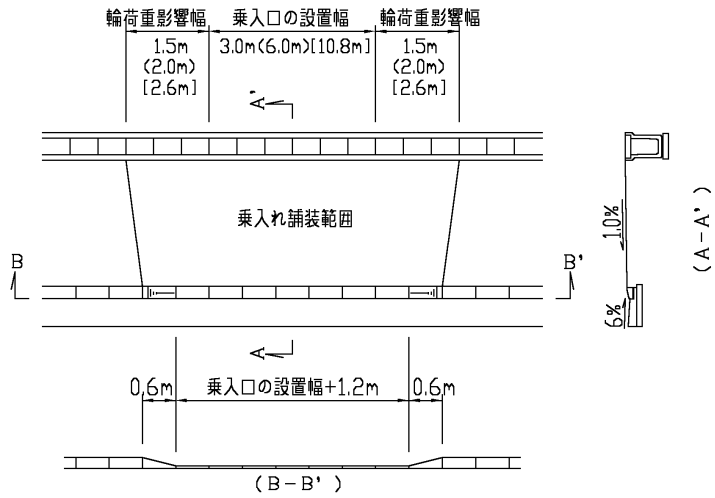
なお、自動車乗入口の形状図は、乗入れする自動車の種類に対応した数値が以下のように示されていますので、申請時に添付する場合は、必要な形状図のみを添付するとともに、不要な数値を二重線で消してください。

- (1) A型（乗用車、小型貨物自動車）・・・・・・・・・・・・ 括弧なし
- (2) B型（普通貨物自動車用6.5t積以下）・・・・・・・・・・・・ （ ）
- (3) C型（大型、中型貨物自動車用6.5t積をこえるもの）・・ []

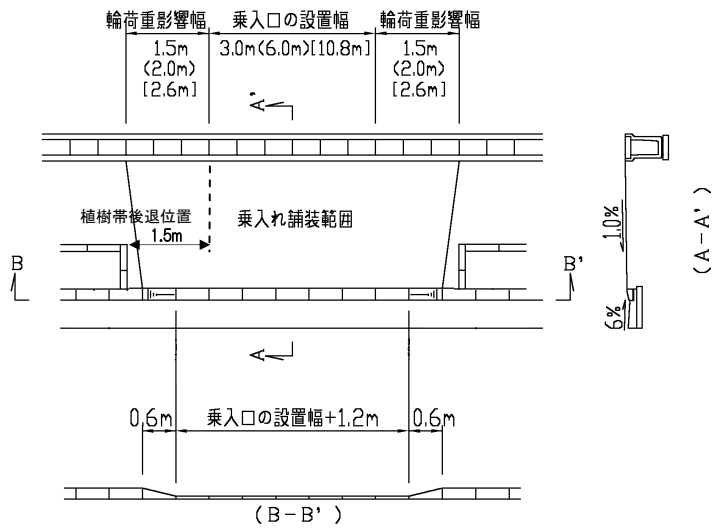
自動車乗入口の形状図

(a) セミフラット式

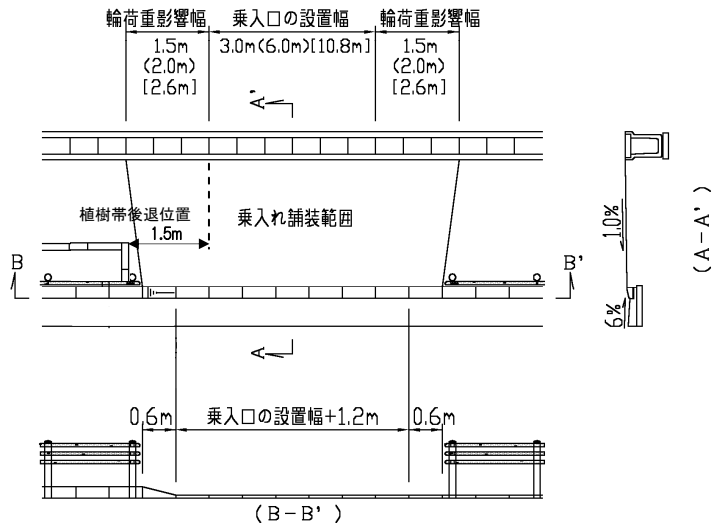
(1) 一般部



(2) 植樹帯設置部



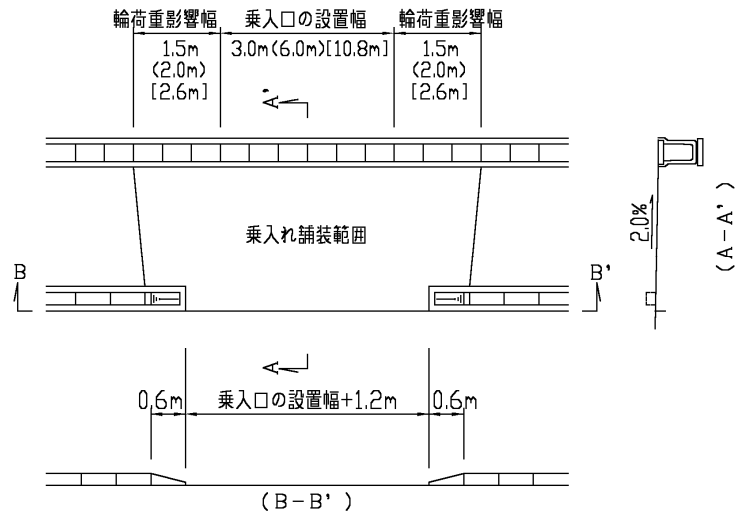
(3) ガードパイプ設置部



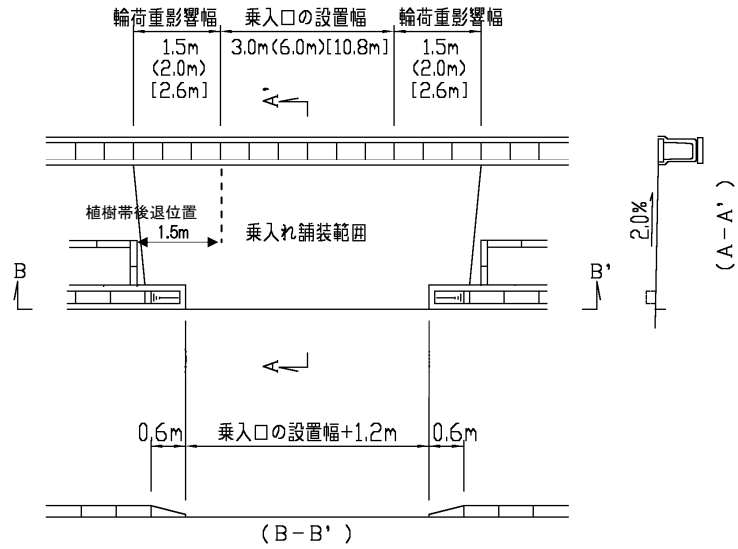
※()内はB型, []内はC型を示す。

(b) フラット式

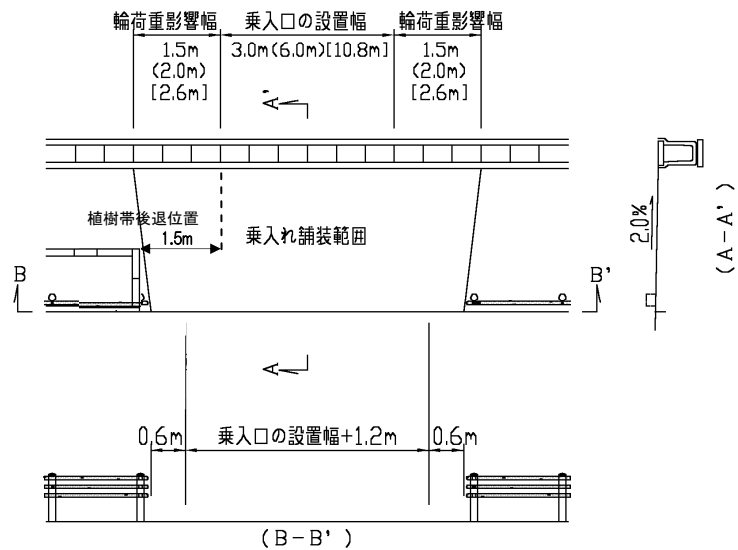
(1) 一般部



(2) 植樹帯設置部



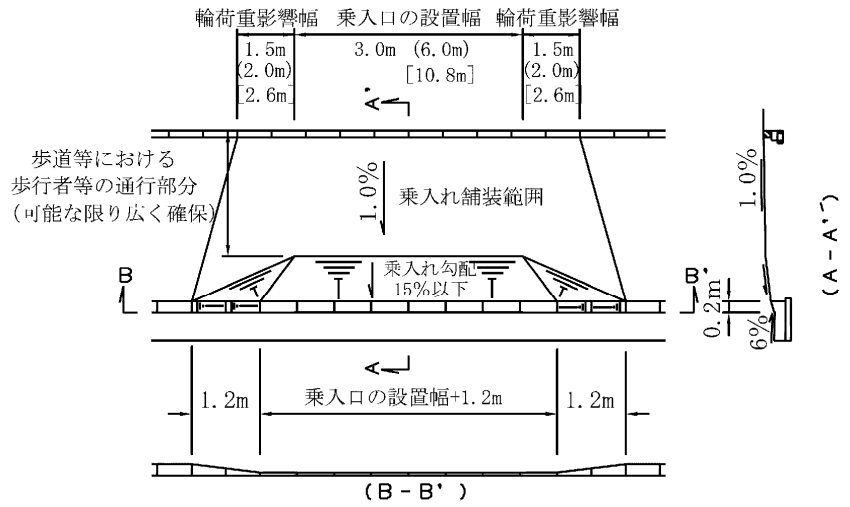
(3) ガードパイプ設置部



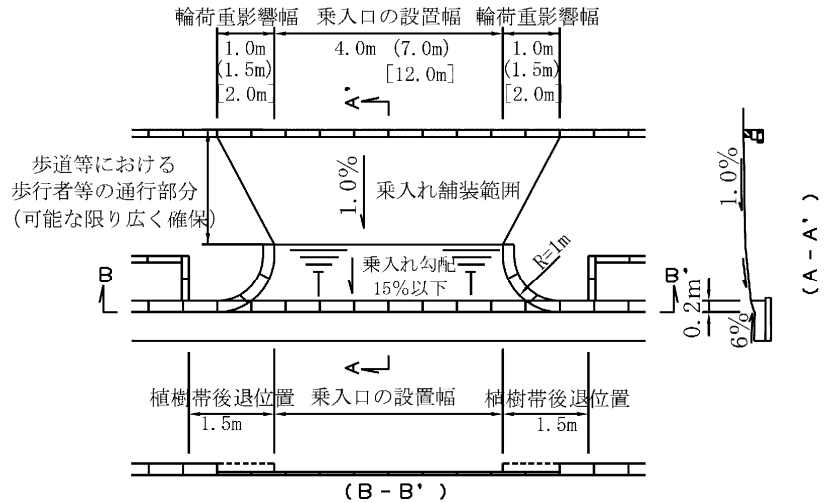
※()内はB型, []内はC型を示す。

(c) マウントアップ式

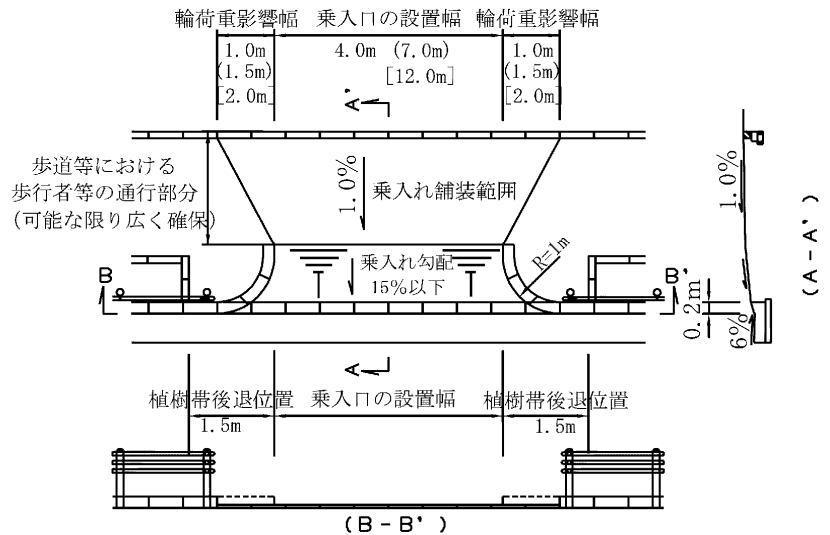
(1)一般部



(2)植樹帯設置部



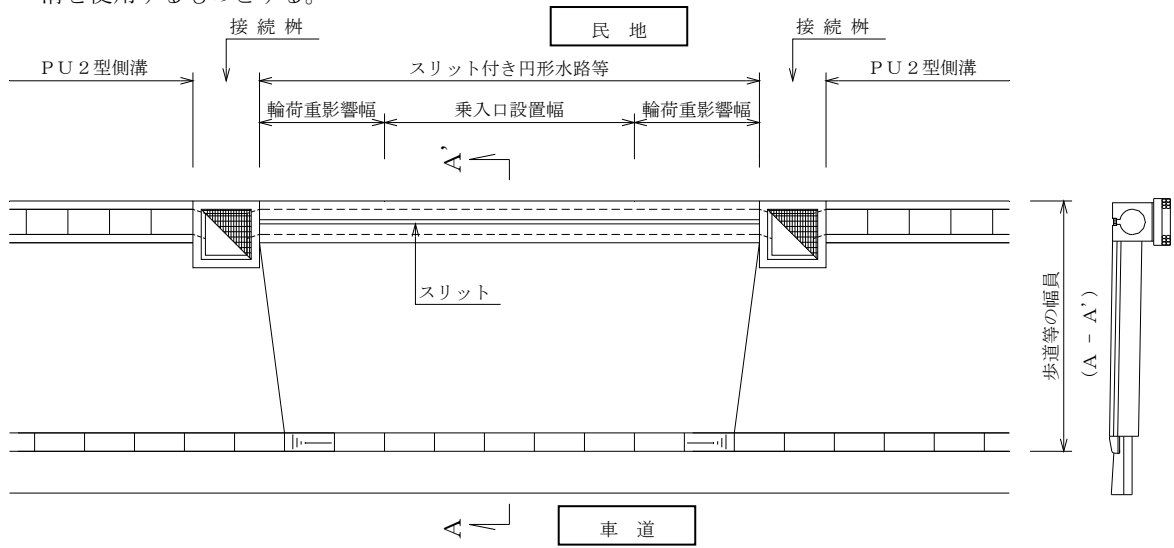
(3)ガードパイプ設置部



※()内はB型, []内はC型を示す。

<参考> C型（大型・中型貨物自動車用 6.5t 積をこえるもの）の場合

C型の場合は、大型車による側溝のふたの損傷が予想されるので、スリット付き円形水路等、ふたのない側溝を使用するものとする。



<附則>

この手引きの基準等は、平成27年4月から適用する。

この手引きの基準等は、平成29年4月から適用する。